

議会運営委員会

日 時 令和6年11月8日（金）

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 令和6年11月島田市議会定例会の会期幅について 資料1

(2) 令和6年11月島田市議会定例会の予定されている議案等について

【当局側の事項】

ア 報告4件、補正予算5件、条例7件、一般4件 計20件

イ 上記のほか、追加を予定している（可能性のある）議案等

補正予算7件、条例8件 計15件

【議会側の事項】

ア 請願1件 計1件

(3) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について 資料2

(4) 島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正に
ついて 資料3

(5) 静岡県西部地区市議会議長協議会への提出議案について 資料4

(6) 市議会を市民に知ってもらうための「島田市議会のトリセツ」の
公開について 資料5

4 その他

(1) 令和7年度当初予算要求概要（議会費）について

5 次回の議会運営委員会について

日時 令和6年11月15日（金）午前9時30分～

議題 11月定例会の議案の取扱いについて ほか

6 閉 会

令和6年11月8日 議会運営委員会

令和6年11月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
11月8日	金	議会運営委員会 午前9時30分～	
11月15日	金	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(11/14予定)、議案送付
11月19日	火		諸般通告締切:正午、 一般質問通告事前提出:午後3時
11月21日	木		一般質問通告締切:午後3時
11月22日	金	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明	
11月23日	土	休会(勤労感謝の日)	
11月24日	日	休会	
11月25日	月	休会	
11月26日	火	休会	
11月27日	水	休会	
11月28日	木	休会	
11月29日	金	休会	議案質疑通告締切:午後3時
11月30日	土	休会	
12月1日	日	休会	
12月2日	月	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
12月3日	火	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
12月4日	水	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
12月5日	木	休会	
12月6日	金	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
12月7日	土	休会	
12月8日	日	休会	
12月9日	月	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時～、予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日(12月10日 午後)で対応。
12月10日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時～、分科会,常任委員会予備日 午後)	※時間内に終了しない場合は、予備日(12月10日 午後)で対応。
12月11日	水	休会	
12月12日	木	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切:午後3時
12月13日	金	休会	
12月14日	土	休会	
12月15日	日	休会	
12月16日	月	休会	
12月17日	火	休会	
12月18日	水	休会	
12月19日	木	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
12月20日	金	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査ほか	

29日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の3日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

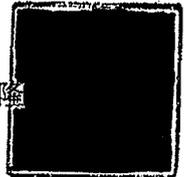


静岡県後期高齢者医療広域連合告示第24号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を次のとおり行う。

令和6年10月24日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 池田佳隆



1 選挙すべき議員の数

規約第7条第2項第1号（市長）の区分 2人

2 候補者の届出の受付期間

令和6年11月8日（金）から14日（木）まで

ただし、静岡県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条に規定する休日を除く

3 候補者の届出の受付時間

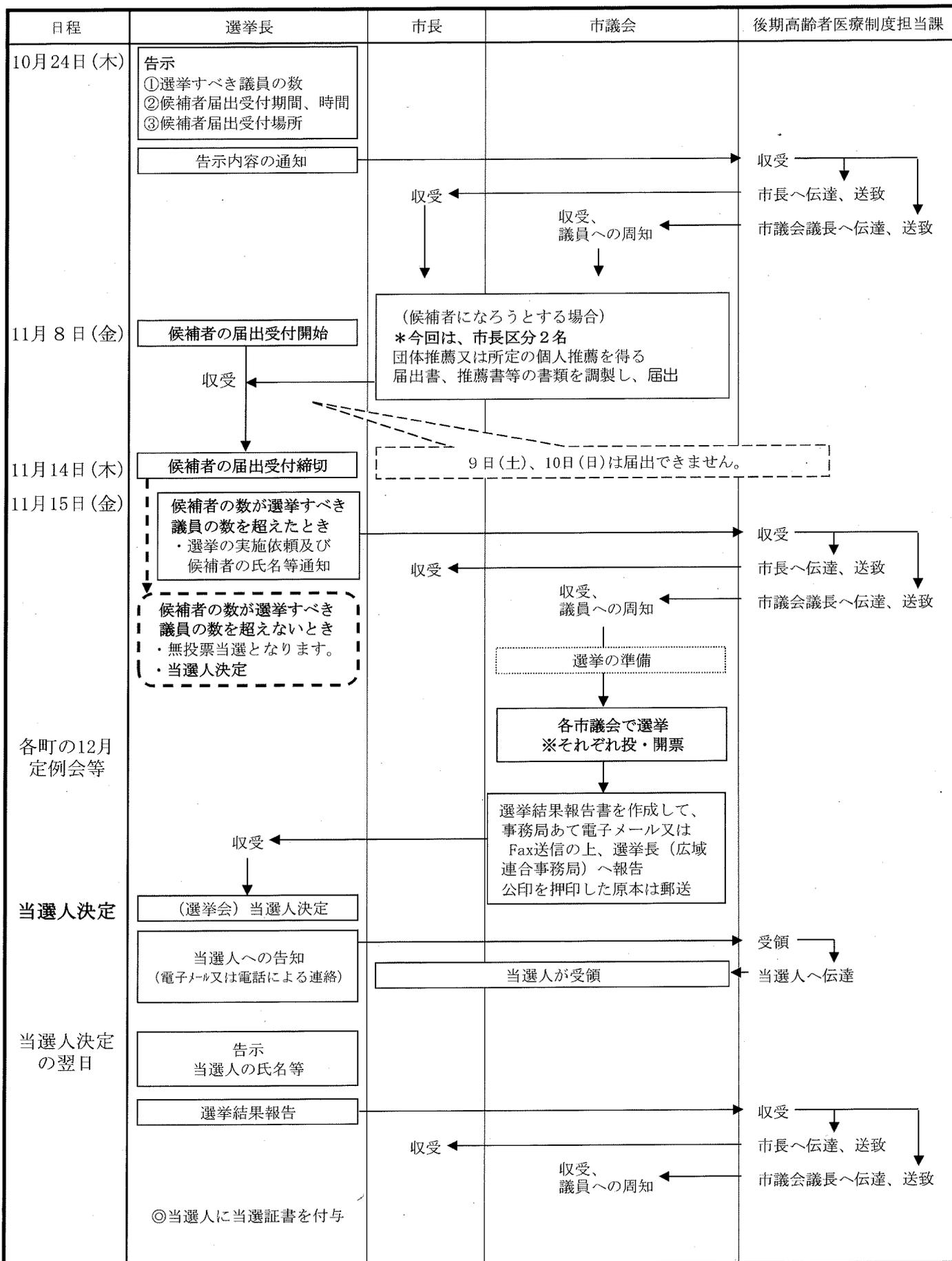
午前8時30分から午後5時15分まで

4 候補者の届出の受付場所

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局

静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階

■ 広域連合議会議員選挙事務フロー図（令和6年10月24日告示広域連合議会議員選挙） ■



※ 「選挙すべき議員の数」市長区分2名

令和 6 年 11 月 日

例規審議委員会委員長 様

議会事務局 次長 樽林 弘三

島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正の審議
について（依頼）

このことについて、例規審議委員会での審議をお願いします。
なお、審議は11月29日頃までをお願いします。

例規名	島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	一部改正
<p>(1) 制定改廃をしようとする理由及び制定改廃の概要 (理由) 医療保険の被保険者証が12月2日から廃止されることに伴い、被保険者証に関する記載がある規定及び様式を改正する必要があるため。</p>		
<p>(概要) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条（開示請求における本人確認手続等）第1項第1号から健康保険の被保険者証が削られる（令和6年8月14日付け政令第260号／施行日：令和6年12月2日）ことから、島田市個人情報の保護に関する法律施行規則における様式第3号（保有個人情報開示請求書）、様式第14号（保有個人情報訂正請求書）及び様式第21号（保有個人情報利用停止請求書）において対応する用語を削る改正を行うため、これに準じ、議会における本規程中の関係規定及び様式からも削る改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第11条第1項第1号</u> 「健康保険の被保険者証」を削る。 ・ <u>様式第2号、様式第11号及び様式第17号</u> 「健康保険被保険者証」を削る。 		
<p>(2) 根拠法令（法令の一部改正により制定改廃をする場合は、当該法令の公布年月日及び施行年月日も記入してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年8月30日付け令和6年厚生労働省令第119号／施行日：令和6年12月2日） 		
<p>(3) 島田市総合計画における位置付け -</p>		
<p>(4) 予算の状況（予算を伴う制定改廃案の場合は、記入してください。） -</p>		

備考 制定改廃案文、新旧条文対照表その他参考資料の電子データを併せてメールで提出してください。

島田市議会告示第 号

島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年島田市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

第11条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2号、様式第11号及び様式第17号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

新 条 文

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 省略

2

） 省略

5

様式第2号（第10条関係）

保有個人情報開示請求書

省略

3 本人確認等

省略

(2) 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

対 照 表

旧 条 文

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 省略

2

） 省略

5

様式第2号（第10条関係）

保有個人情報開示請求書

省略

3 本人確認等

省略

(2) 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

省略

様式第11号（第20条関係）

保有個人情報訂正請求書

省略

省略

本人確認等

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

省略

様式第17号（第25条関係）

保有個人情報利用停止請求書

省略

省略

本人確認等

省略

2 請求者本人確認書類

省略

様式第11号（第20条関係）

保有個人情報訂正請求書

省略

省略

本人確認等

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

省略

様式第17号（第25条関係）

保有個人情報利用停止請求書

省略

省略

本人確認等

省略

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

省略

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

省略

(第〇号議案)

提 出 議 案

(島 田 市 提 出)

・ 議案名

学びの多様化学校設置促進に向けた支援制度の拡充について

・ 提案理由

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒数が小学校及び中学校で約30万人、高等学校を合わせると約36万人に上り過去最高となっている。

文部科学省では、新しい不登校対策として、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を取りまとめるとともに、同年6月16日に閣議決定した教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を計画期間内において進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指すとしている。

このような中、令和6年4月現在、全国で35校が開設している。

現在文部科学省では、「学びの多様化学校設置促進事業」において、学びの多様化学校の設置準備に係る経費と設置後の運営支援に係る経費を支援しているが、ここ数年の不登校児童生徒数の増加状況及び国が目指す学びの多様化学校設置数を考慮すれば、今後全国において設置を検討する教育委員会等があるものと推測される。

よって、国においては事業内容の拡充を図ることが必要であることから下記の内容について要望するものである。

記

設置後の運営支援として、設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー等の人件費、教職員研修、広報に要する費用を設置日前の2年間、設置後1年間の補助対象期間としているが、学校の安定的な運営を図るため設置後の支援期間の延長を検討すること。

また、学校法人で雇用する教員の人件費に関する補助は、通常の私学に支援される補助と同様とされていることから、学びの多様化学校に係る人件費の補助要件の拡充を検討すること。

